

公益社団法人日本複製権センター
理事長 半田 正夫様

当協会加盟社の出版物における複製権登録の件

一般社団法人日本楽譜出版協会
理事長 堀家 康雄

貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

著作物の利用促進、著作権の啓蒙活動等へのご尽力につき敬意を表明いたします。

当協会は日本を代表する楽譜出版社 28 社が構成する団体として楽譜、音楽教材、雑誌などを通じて、日本の音楽文化の普及・発展、音楽教育を支えてまいりました。

表題の件ですが貴センターのホームページに掲載されております当協会出版物の複製権登録につきご連絡申し上げます。

今般、貴センターホームページに当協会出版物の多くが出版権者である出版社になんら通知なく登録されたことに非常に困惑いたしております。

当協会会員社としましては、音楽著作物の歌詞を含む詩集や楽譜の出版にあたっては一般社団法人日本音楽著作権協会様、株式会社ネクストーン様をはじめとした著作権管理団体、管理事業者へ楽曲の出版権の使用申請を行っております。また個別の複製についても同じく上記の管理団体が権利処理を行うものと認識しております。

また管理楽曲ではないクラシック曲の楽譜や音楽教本などについても、編者・校訂者による編集著作物であること、漢字ドリルのように読者が購入して練習することが通例であるなどの楽譜の特性に鑑み、協会各社では管理楽曲が含まれる出版物についてはもちろん、管理楽曲を含まない教材出版物についても、貴センター並びに J C O P Y など複製権管理団体への書誌登録を行わない旨の対応を行ってまいりました。

加えて音楽著作権に関しては、著作者から音楽出版社に権利譲渡されることが通例であり、著作者は必ずしも著作権者ではないことから、協会会員社では出版にあたっては著作権管理団体とともに、必ず事前に著作権者たる音楽出版社との契約確認などが必要と認識しております。

以上の点から貴センターが今般行った当協会加盟社の出版物の登録は著作権法上も問題のある行為と疑念を持たざるを得ないと考えております。

上述の点は当協会加盟社の出版物に限らず、管理楽曲を収録した出版物すべてに共通した問題であり、貴センターの登録により、当協会加盟社はもとより音楽著作権管理団体、音楽出版社の権利が不当に侵害されている事態となっていると考えます。

当協会では、貴センターに対して速やかに協会加盟 28 社の出版物の登録について全点削除することを要請いたします。

また本件は音楽著作物の著作権・複製権管理の現状の枠組みに大きな影響を与える事案であるため、当協会としては即時、各著作権管理団体、音楽出版団体との確認をおこなって密接に協議を行なう考えです。

本件につき、貴センターからの書面による説明と明確な回答を求めます。

以上

一般社団法人日本楽譜出版協会 加盟 28 社

アルソ出版株式会社、株式会社エー・ティー・エヌ、株式会社音楽之友社、株式会社学研プラス（音楽事業室）、株式会社河合楽器製作所（カワイ出版）、株式会社教育芸術社、教育出版株式会社、株式会社共同音楽出版社、有限会社ケイ・エム・ピー、株式会社現代ギター社、株式会社サーベル社、株式会社ジャパン・ミュージックワークス、株式会社自由現代社、株式会社春秋社、株式会社シンコーミュージック・エンタテイメント、株式会社鈴木音楽産業、株式会社全音楽譜出版社、有限会社中央アート出版社、株式会社東音企画、東京書籍株式会社、株式会社ドレミ楽譜出版社、株式会社日研（くおん出版）、日本キリスト教団出版局、株式会社フェアリー、株式会社ライリスト社、一般財団法人ヤマハ音楽振興会、株式会社ヤマハミュージックエンタテイメントホールディングス、株式会社リットーミュージック

（五十音順）